

# 第二期西会津町子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 令和2年度～令和6年度)

令和 2年 3月

西 会 津 町



# 目 次

## 第 1 章 計画の策定趣旨

1	計画策定の背景と目的	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	1
	(1) 制度の目的	
	(2) 子ども・子育て関連3法	
	(3) 新制度における給付・事業の全体像	
3	計画の位置づけと期間	3
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 他の計画との関係	
	(3) 計画の期間	
4	教育・保育提供区域の設定	3
	(1) 区域の設定	
	(2) 西会津町における区域の設定	

## 第 2 章 町の現状と課題

1	町の概要	4
2	人口の状況	5
	(1) 人口の推移	
	(2) 出生の動向	
	(3) 婚姻の動向	
3	産業の状況	8

4	教育・保育事業の状況	9
	(1) 保育所の状況	
	(2) 小学校の状況	
	(3) 中学校の状況	
	(4) 放課後児童クラブの状況	
	(5) 放課後子ども教室の状況	
	(6) 子育てサークル・子育て広場の状況	
5	子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	12
	(1) 子どもを持つ保護者の状況等	
	(2) 家庭類型	
6	幼児期の教育・保育事業の料の見込み並びに確保方策及び実施時期	15
	(1) 幼児期の教育・保育事業	
	(2) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び子ども・子育て支援の推進方策	
7	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期	16
	(1) 利用者支援事業	
	(2) 地域子育て支援拠点事業	
	(3) 妊婦健康診査	
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	(5) 養育支援訪問事業	
	(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	(7) 一時預かり事業	
	(8) 時間外保育事業（延長保育事業）	
	(9) 病児・病後児保育事業	
	(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	20
(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点	
(2) 次代の親を育む視点	
(3) 地域社会全体で支援する視点	
2 基本理念	20
3 基本目標	21
(1) 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり	
(2) 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり	
(3) 子育てに関する支援体制づくり	
4 計画の概要	22
「西会津の子育て支援策」	

## 第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）

### 基本目標 1

<u>家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり</u>	24
---------------------------------	----

- ① 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実
- ② 次世代の親の育成と子どもの健全育成

### 基本目標 2

<u>子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり</u>	26
--	----

- ① 多様できめ細やかな保育・養育・教育サービスの充実と質の向上
- ② 子育てに関する経済的負担の軽減

- ③ 子どものよりよい生活環境づくりの推進
- ④ 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

### 基本目標 3

#### 子育てに関する支援体制づくり . . . . . 32

- ① 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取り組み
- ② 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな取り組みの推進
- ③ 子育ての情報提供と相談支援体制の充実
- ④ 地域における子育て支援体制づくり

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた各主体の役割 . . . . .	38
(1) 家庭の役割	
(2) 教育・保育施設の役割	
(3) 地域社会の役割	
(4) 企業の役割	
(5) 行政の役割	
2 時代に応じたニーズと進捗状況の把握 . . . . .	39

# 第1章 計画の策定趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

国では、急速な少子化の進行に歯止めをかけるため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づき、新たな子育て支援の仕組みとして、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や質の向上、保育の量的拡大や確保、保育・教育の質的改善、並びに地域における子ども・子育て支援の充実を目指しています。

県では、「福島県子ども子育て支援事業支援計画」を策定し、子ども関連3法の趣旨に即した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を市町村が円滑に実施できるよう支援し、広域自治体としての調整を図っています。

町では、子ども・子育て関連3法の一つ、子ども・子育て支援法により、地方公共団体の義務とされている、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、この間、認定こども園や子育て支援センターを整備し子育て施策の実施主体としてその推進に取り組んできました。

令和元年5月には「改正子ども・子育て支援法」が成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、令和元年6月には「改正子どもの貧困対策法」が成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市町村にも広げ、子供への支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等の取り組みが進められています。

現在の「西会津町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から5年間）」は令和元年度で終期を迎えることから、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とした「第二期西会津町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

#### 1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

#### 2. 保育の量的拡大・保育、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

### 3. 地域の子ども・子育て支援の充実

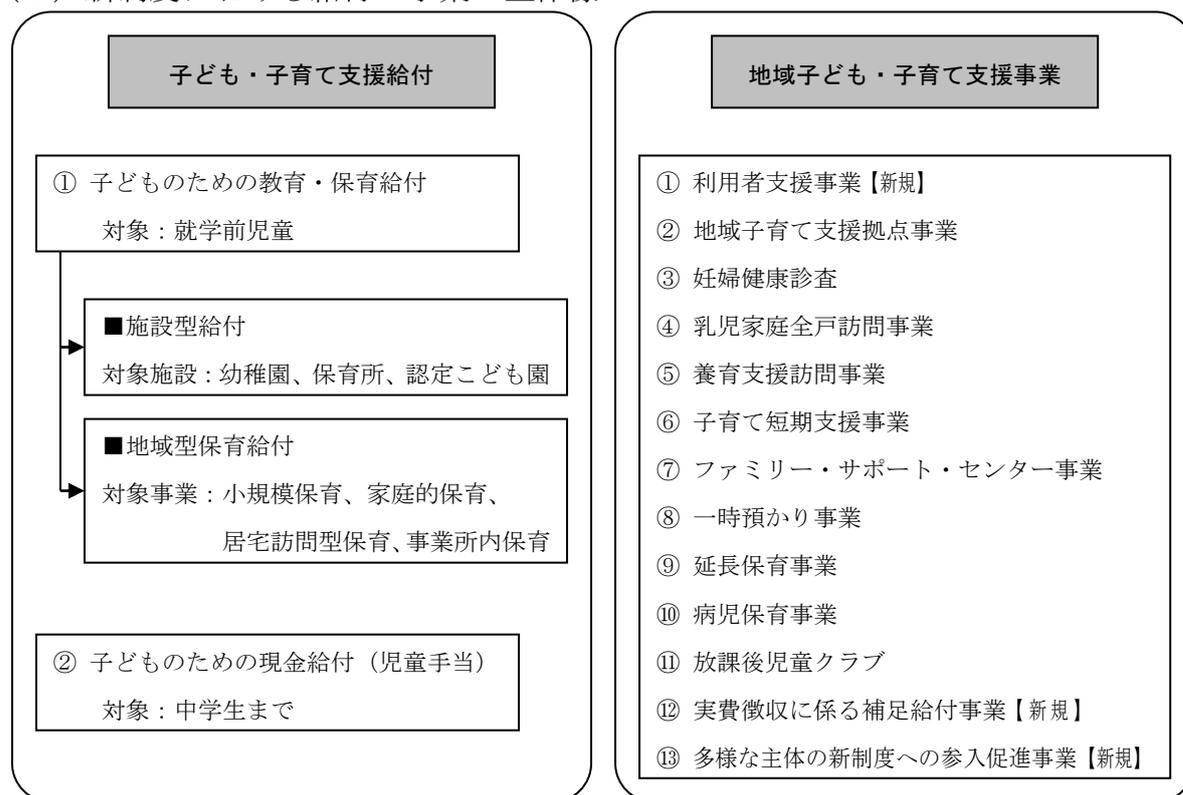
地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

## (2) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の元となる3つの法律は、合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## (3) 新制度における給付・事業の全体像



#### ※認定こども園（施設型給付）

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え都道府県の認定を受けた施設

- ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能

#### ※地域型保育（地域型保育給付）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業（市町村による認可事業）

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することになりますが、本町においては、「西会津町次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）」を引き継ぐ計画として位置づけます。

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策計画」を一体のものとして位置付けております。

また、本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえながら、「西会津町総合計画」が掲げる将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち はずーっと、西会津～」を目指し、整合を図ります。

#### (3) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

#### (2) 西会津町における区域の設定

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、自動車等による移動範囲の拡大や送迎等の利便性の観点から、職場や通勤経路上の近くのサービス提供施設を希望するケースも多いことから、第1期計画における提供区域の設定を引継ぎ、西会津町全体を一つの区域として設定します。

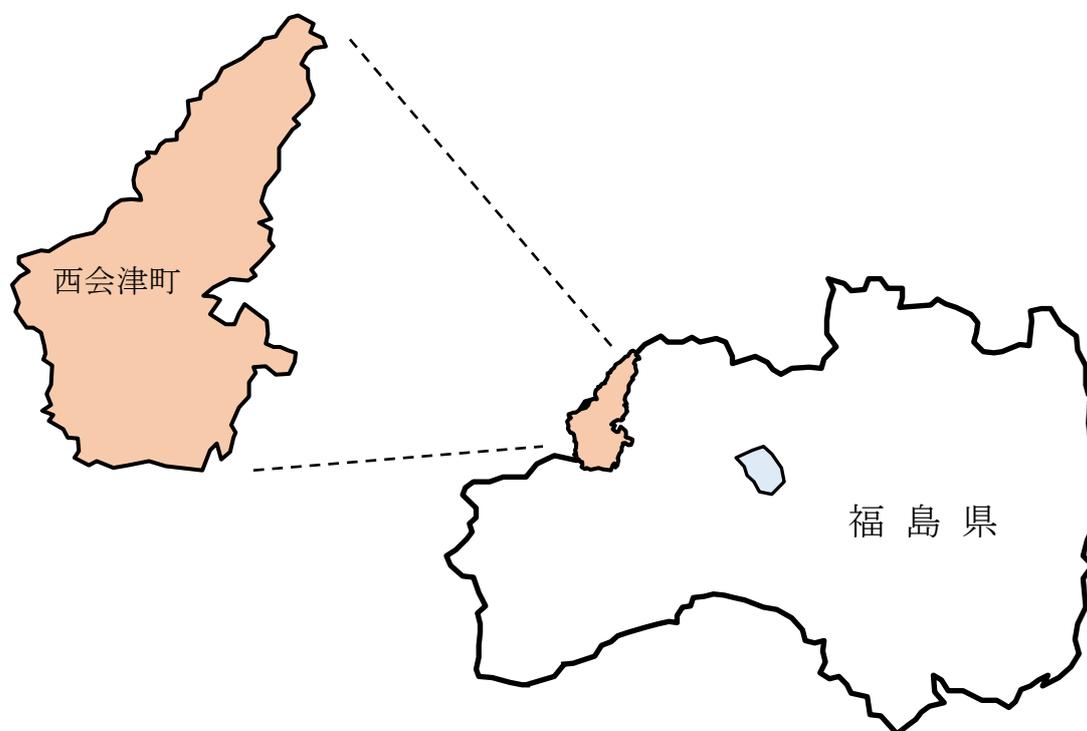
## 第2章 町の現状と課題

### 1 町の概要

西会津町は、福島県の北西部に位置し、東に喜多方市、会津坂下町、南に柳津町、金山町、北と西は新潟県阿賀町に接しています。

東西の距離が17.55km、南北が34.50kmで、298.18km<sup>2</sup>の面積があり、その約84%が山林です。西に越後山脈、北に磐梯朝日国立公園の飯豊連峰を間近に望み、町の中央部を東西に流れる阿賀川は会津盆地の水を集め、さらに町を流れる13の支流が集まって遠く日本海へとそそいでいます。

西会津町は、平成16年9月に「自立宣言」を行い、これからも西会津町の枠組みでのまちづくりを進めることを決意し、平成20年4月施行の「西会津町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政が一体となった協働によるまちづくりを進めています。



## 2 人口の状況

### (1) 人口の推移

西会津町の人口は、昭和25年の約19,611人をピークに減少の一途をたどっており、平成4年には9,936人と1万人を割り込みました。その後も減少傾向が続き、令和元年には6,273人となり、昭和25年のおよそ1/3にまで減少しています。

また、年齢別（3区分）で見ると、年少人口（0～14歳）は平成17年には957人で総人口の11.6%を占めていましたが、令和元年には481人となり、総人口に対する割合も7.7%と減少しました。

一方、老年人口（65歳以上）は減少傾向にあるものの、総人口に占める割合は増加しており、令和元年には45.5%になりました。令和7年には50.9%になると推計されており、少子高齢化がますます進むことが推測されます。

#### <年齢階層別推移人口と全人口に占める割合>

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年	令和7年
総人口	8,237人	7,366人	6,852人	6,273人	5,175人
年少人口	957人	719人	567人	481人	415人
(0～14歳) 比率	11.6%	9.8%	8.6%	7.7%	8.0%
生産人口	4,008人	3,599人	3,143人	2,933人	2,126人
(15～64歳) 比率	48.7%	48.8%	47.8%	46.8%	41.1%
老年人口	3,272人	3,048人	2,872人	2,859人	2,634人
(65歳以上) 比率	39.7%	41.1%	43.6%	45.5%	50.9%

資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17・22・27年）

住民基本台帳人口 H31.4.1 現在（令和元年）

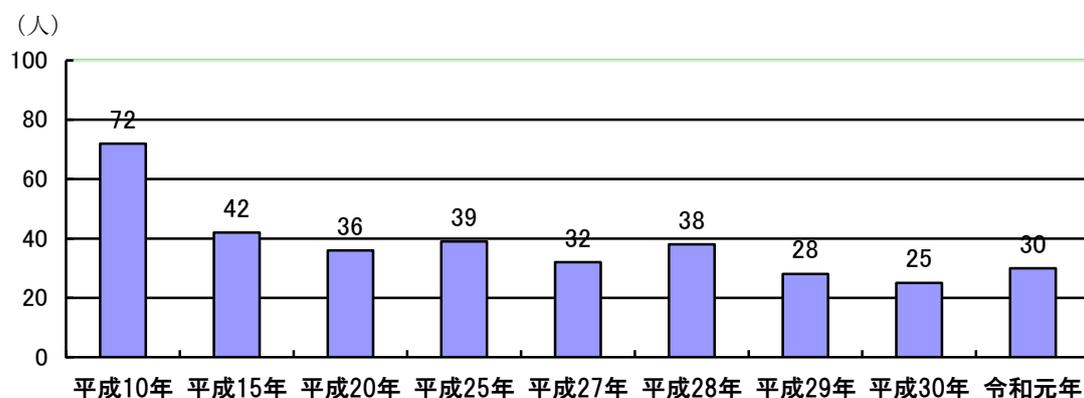
西会津町総合計画「西会津町の将来推計人口」（令和7年）

(2) 出生の動向

出生数は平成20年まで年々減少し、平成20年以降は30～40人を維持していましたが、平成29年には30人を下回りました。今後は30人前後を推移していくものと思われます。

また、日本において現在の人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07とされています。西会津町における合計特殊出生率は、国や県と比べると高い値を示していましたが、平成24年以降の数値は公表されていません。福島県の平成30年の数値は、1.53人と前回の値を上回りました。

<出生数の推移>



資料：住民基本台帳(1/1～12/31)

<合計特殊出生率の推移>

区分	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年 ～平成19年	平成20年 ～平成24年	平成30年
全国	1.44人	1.36人	1.31人	1.41人	1.42人
福島県	1.73人	1.64人	1.52人	1.41人	1.53人
西会津町	2.13人	2.09人	1.69人	1.66人	—

※令和2年2月1日現在、平成30年西会津町の特殊出生率データ未公表のため記載していない。

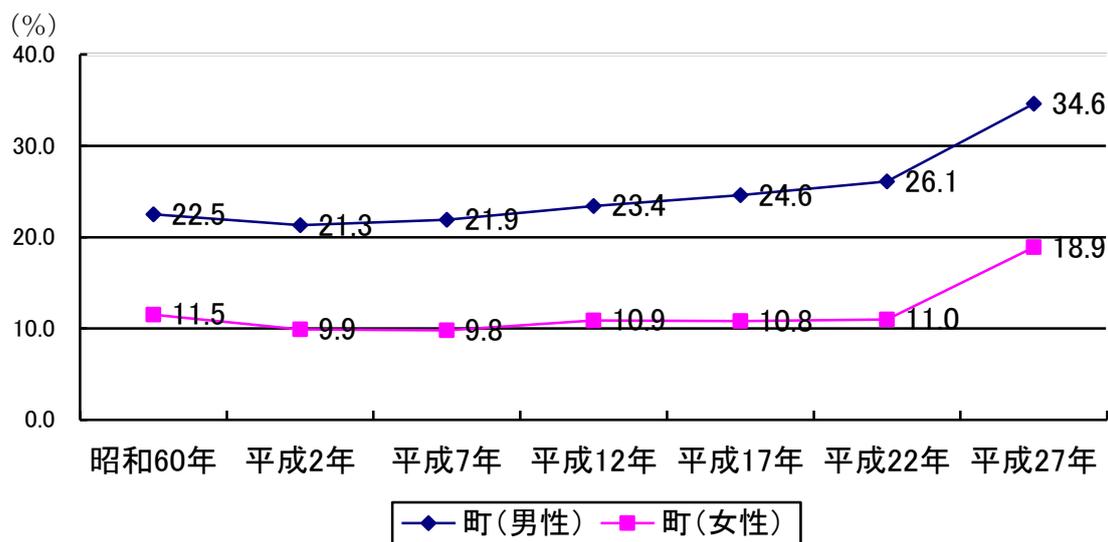
資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す数値で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出します。

### (3) 婚姻の動向

少子化の要因の1つとされている未婚率は、平成7年以降上昇傾向にあり、特に男性の未婚率が高く、平成27年には34.6%と、全国の未婚率を上回りました。女性は横ばい傾向でしたが、平成27年には18.9%と、急激な上昇となりました。

#### <西会津町の未婚率の推移>



資料：総務省「国勢調査」

#### <未婚率の状況>

年 度	平成22年度		平成27年度	
	男 性	女 性	男 性	女 性
全 国	31.3%	22.9%	31.6%	22.9%
福 島 県	28.9%	19.1%	30.5%	19.6%
西会津町	26.1%	11.0%	34.6%	18.9%

資料：総務省「国勢調査」

#### <平均初婚年齢の状況>

区 分	平成22年度		平成27年度	
	男 性	女 性	男 性	女 性
全 国	30.5歳	28.8歳	31.1歳	29.4歳
福 島 県	29.7歳	27.9歳	30.3歳	28.6歳
西会津町	33.5歳	28.0歳	29.9歳	30.6歳

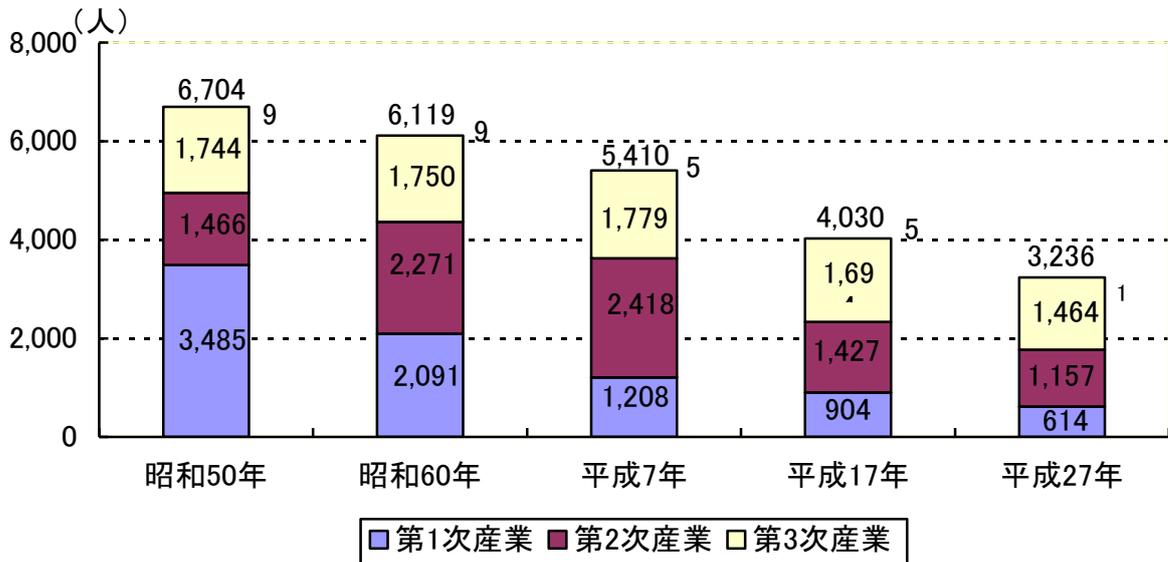
資料：厚生労働省「人口動態統計」、H27：町民税務課

### 3 産業の状況

西会津町の就業者数は、昭和50年で6,704人、平成27年には3,236人と減少しており、昭和50年の半分以下となっています。

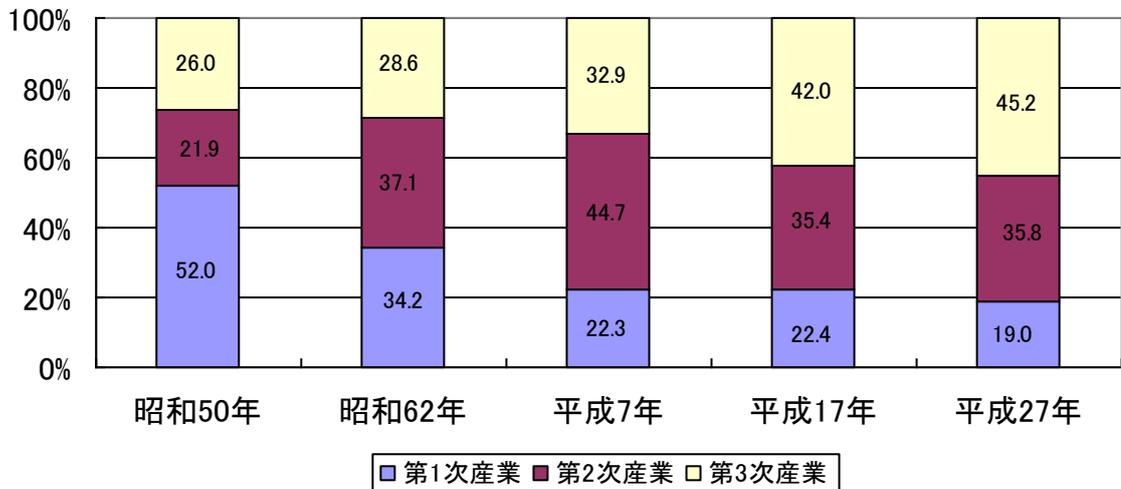
産業別では、第1次産業就業者が大きく減少し、平成12年ごろからは第3次産業就業者が最も多くなっています。第1次産業から第3次産業へ産業構造が変化し、経済のサービス化が進展してきています。

#### ◆西会津町の産業別就業者数の推移



資料：総務省「国政調査」

#### ◆西会津町の産業別就業者比率の推移



資料：総務省「国政調査」

## 4 教育・保育事業の状況

### (1) 保育所の状況

就学前の教育・保育が必要な乳幼児に対して、養護と保育の一体化を図りながら豊かな人間性を持った子供の育成を目指して、町内の認可保育所である野沢保育所（芝草分所含む）とへき地保育所である尾野本保育所、群岡保育所の3カ所を統合して、平成29年4月に、保育所型認定こども園「西会津町こゆりこども園」を開園しています。入所定員は、200人で、入所児童数は140人程度で横ばい傾向にありますが、平成30年度以降、0～2歳児（3号認定）の入園者数が増加しています。

<保育所児童数等の推移（各年4月1日現在）>

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所数（うち公立）		3カ所（1）	1カ所（1）	1カ所（1）	1カ所（1）
定 員 数		209人	200人	200人	200人
入所児童数		138人	140人	141人	144人
内 訳	0歳児	3人	9人	4人	7人
	1歳児	11人	11人	21人	17人
	2歳児	26人	25人	23人	39人
	3歳児	35人	28人	28人	24人
	4歳児	31人	36人	27人	30人
	5歳児	32人	31人	38人	27人
0～5歳児の人口		186人	191人	184人	174人
保育所入所率		74.2%	73.3%	76.6%	82.8%

資料：福祉介護課

#### 《町の子育て支援策》

- ◆平成29年度：1人目の保育料半額、二人目の保育料無料。
- ◆平成30年度：全ての保育料の無料。

### (2) 小学校の状況

小学校は、平成24年度に5校を1校に統合し、旧野沢小学校の校舎を使用していました。平成27年4月から西会津中学校の隣に建設した新校舎を使用しています。児童数は減少傾向にあり、令和元年度には208名となりました。

<小学校児童数等の推移（各年5月1日現在）>

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小 学 校 数		1 校	1 校	1 校	1 校
教 職 員 数		1 7 人	1 7 人	1 7 人	1 7 人
児 童 数		2 2 8 人	2 1 2 人	2 1 5 人	2 0 8 人
内 訳	1 年 生	4 0 人	3 4 人	3 0 人	3 8 人
	2 年 生	4 1 人	3 9 人	3 4 人	2 8 人
	3 年 生	3 6 人	3 9 人	3 9 人	3 2 人
	4 年 生	3 8 人	3 6 人	3 9 人	3 7 人
	5 年 生	2 9 人	3 8 人	3 6 人	3 7 人
	6 年 生	4 4 人	2 6 人	3 7 人	3 6 人

資料：学校教育課

(3) 中学校の状況

中学校は、平成14年度に4校を1校に統合しました。生徒数は小学校児童数と同様に減少傾向にあり、令和元年度には95名となりました。

<中学校生徒数等の推移（各年5月1日現在）>

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中 学 校 数		1 校	1 校	1 校	1 校
教 職 員 数		1 6 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人
生 徒 数		1 3 6 人	1 1 9 人	9 7 人	9 5 人
内 訳	1 年 生	3 7 人	3 8 人	2 2 人	3 5 人
	2 年 生	4 3 人	3 8 人	3 8 人	2 2 人
	3 年 生	5 6 人	4 3 人	3 7 人	3 8 人

資料：学校教育課

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生に、適切な遊びと安全な生活の場を提供し、保護者の子育て支援を行う場として実施しています。

平成29年度からは西会津小学校の隣に新設したこゆりこども園内の放課後児童クラブ教室で、西会津小学校1年生から6年生を対象として実施しており、年間の開所日数は250日となっています。開所時間は原則、放課後（午後2時30分ごろ）から午後7時までとなっており、長期休暇中は開所時間を早めて受け入れをしています。

<利用児童数の推移（各年4月1日現在）>

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ひだまり子どもクラブ		54人	59人	68人	68人
内 訳	1年生	21人	18人	17人	22人
	2年生	18人	19人	17人	12人
	3年生	10人	14人	18人	13人
	4年生	4人	7人	11人	14人
	5年生	0人	1人	5人	7人
	6年生	1人	0人	0人	0人

資料：福祉介護課

(5) 放課後子ども教室の状況

放課後や休日等に子どもたちが安心して活動できる場を設けるとともに、地域住民とスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を通して地域全体で子どもを育てる活動を行っています。

<活動の状況（平成31年4月1日現在）>

クラブ名	活動内容	対象児童	活動児童数
西小わくわく クラブ	平日活動（月曜日、火曜日） （14:25～15:10）	西会津小学校 1年生	38人
	休日活動（毎月1回程度）	西会津小学校 全校生	208人

資料：学校教育課

(6) 子育てサークル・子育て広場の状況

保健師や保育士への育児相談や子育ての情報交換、手遊び、おもちゃ作り、絵本の読み聞かせなど子どもの学習や遊び、親子のふれあいをとおして子育てのあり方について学ぶとともに、保護者同士の仲間づくりの場としても役立っており、こゆりこども園内の子育て支援室で実施しています。

## 5 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

### (1) 子供を持つ保護者の状況等（平成30年度ニーズ調査より）

#### ① 子育てを主に担っている方

「父母ともに」と「主に母親」が半々

子育てを主に担っている方は、「父母ともに」と「主に母親」が二分する結果となった。「父母ともに」が47%、「主に母親」が49%、主に祖父母が3%であり、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえ、前回のニーズ調査と同じ結果となっている。

#### ② 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

「いずれもない」が4%、「親族に見てもらおうことへの心配や心苦しい」27%

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が47%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54%となっており、9割を超える方が祖父母等の親族から支援を得られる状況にあることがわかる。しかし、わずかではあるが「いずれもない」が4%となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられる。

親族に見てもらえると回答した人で、子どもを見てもらっている祖父母等の親族に対して、「心配することなく安心してみてもらえる」が58%、「親族に子どもを見てもらおうことへの心配や心苦しい」が27%と何らかの不安や心配を抱いており、社会全体で子ども・子育てを支えていくことが求められています。

#### ③ 保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が99%

母親は16%が「未就労」、ただし、そのうち、33%が就労意向あり。

保護者の就労状況では、ほとんどの父親が「フルタイムで就労」となっている。一方、母親は16%が「未就労」であるが、そのうちの33%が「就労したい」という意向を持っている。

父親の就労状況は、前回のニーズ調査と同じとなったが、母親の「未就労」は27%から16%と減少となった。

#### ④ 就労している保護者の就労時間

父親は「9時間以上」が44% 母親は「8時間以上」が69%

就労している保護者の1日あたりの就労時間は、父親は「8時間」が44%、「9時間以上」が50%となっている。一方、母親は「8時間」が69%「9時間以上」が19%と父親に比べて低い割合となっている。また、パートやアルバイト等では「1時間」から「7時間」の間で広く分布しており、多様な働き方になっていることがわかる。

父親の労働時間は、前回のニーズ調査に対し「8時間」がマイナス9ポイント、「9時間以上」が9ポイント上昇し、長時間労働にシフトした結果となった。母親は「8時間以上」が16ポイント上昇した。平成30年に実施した子育て支援策である保育料の無料化も影響していると考えられる。

⑤ 教育・保育事業の利用状況

利用しているが77%

こゆりこども園の入所率は、平成29年度 73.3%、平成30年度 76.6%、平成31年度 82.2%で利用状況は年々増加している。

⑥ 教育・保育事業を利用する理由

「子育てをしている方が就労している」が89%、「教育や発達のため」が62%

保護者は、主に就労のため教育・保育事業を利用しているが、子どもの教育や発達にも期待しており、そのような期待に応えていく必要がある。

⑦ 教育・保育事業を利用していない理由

- ・利用する必要がない（子どもの教育や発達のために保護者が就労しないなどの理由）
- ・子どもがまだ小さいため（3歳までに利用を希望）
- ・子どもの祖父母や親せきの人がみている

⑧ 今後利用したい教育・保育事業

「認定こども園」が最も多く94%となった。次に、「幼稚園の預かり保育」11%、「幼稚園」9%、「ファミリーサポート・センター」6%、「町内の認可保育所」「事業所内保育所」「居宅訪問型保育」3%、「家庭的保育」2%という結果となった。

⑨ 地域子育て支援拠点事業の利用意向

「利用したい」が38%、その利用希望回数は月あたり2.73回

地域子育て支援拠点事業については、「利用したい」が38%、利用希望回数は月あたり平均2.73回となっており、利用希望回数は前回のニーズ調査より増えている。

⑩ 土曜日及び日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向

土曜日・・・「毎週利用したい」が8%、「月1～2回利用したい」が39%  
日曜日・祝日・・・「毎週利用したい」が2%、「月1～2回利用したい」が26%

土日・祝日も利用意向はある。その際の利用したい時間帯については、「8時」から「17時」「18時」までが多く、平日と変わらない時間帯で利用したいことがうかがえる。

また、利用したい理由は、「仕事のため」66%、「用事を済ますため」16%、「息抜きのため」9%となっている。

⑪ 病児・病後時保育の利用意向

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が42%

病児・病後時保育の利用意向について、仕事を休んで対応した保護者のうち、「病児・病後時保育を利用したい」という意向があるのは42%となっている。

このうち、「他の施設（例：こども園等）に併設した施設」、「小児科に併設した施設」での利用希望が多い。

⑫ 一時預かり等の利用状況・利用意向

利用状況は19%、利用意向は29%

一時預かり等の利用状況は「利用していない」が多数であり、「利用」は19%となっている。今後の利用意向では29%とニーズが高くなっている。また、利用したい目的として、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が63%で最も高く、次いで「私用（買い物、習い事）、リフレッシュ目的」が47%、「不定期の就労」が31%となっている。

⑬ 放課後児童クラブの利用意向

小学校1～3年時で47%、小学校4～6年時で32%

土曜日の利用希望は50%、日曜日・祝日の利用希望は13%

放課後児童クラブの利用意向は、低学年（1～3年時）が47%となっている。

「自宅で過ごす」が低学年で39%、高学年（4～6年時）は60%と最も多い回答となった。また、土曜日の利用希望は50%で低学年が多い。過ごし方としては、高学年は「自宅」に続き「習い事」や「祖父母宅や友人・知人宅」となっている。

(2) 家庭類型

家庭類型をみると、「両親ともフルタイム×フルタイム」の家庭が約半数を占めている。

区 分	平成25年度	令和元年度
ひとり親家庭	15.0%	8.4%
フルタイム×フルタイム	48.5%	47.0%
フルタイム×パート	12.0%	20.8%
フルタイム×パート（短）	1.2%	5.0%
専業主婦（夫）	23.3%	17.3%
パート×パート	0.0%	1.5%
パート×パート（短）	0.0%	0.0%
無業×無業	0.0%	0.0%
合 計	100.0%	100.0%

※平成25年度はニーズ調査に回答のあった世帯の比率です。令和元年度は0歳～5歳の実数による世帯の比率を表示。

## 6 幼児期の教育・保育事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期

### (1) 幼児期の教育・保育事業

#### 【保育の必要性の認定区分】

	対象事業	(認定区分)		対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園		1号認定 3～5歳（幼児期の学校教育）
2	保育認定	幼稚園		2号認定 3～5歳（保育の必要性あり）
	保育認定	保育園、認定こども園		
3	保育認定	認定こども園、保育園 地域型保育		3号認定 0～2歳（保育の必要性あり）

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
量の見込み	1人	100人	15人	46人	1人	97人	15人	44人	1人	94人	15人	43人	
確保方策	認定こども園	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人
合計	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	

	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
量の見込み	1人	79人	15人	40人	1人	75人	15人	40人	
確保方策	認定こども園	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人
合計	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	

※2号認定の幼稚園利用は量の見込みは「なし」

(2) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び子ども・子育て支援の推進方策

これまでの認可保育所とへき地保育所を統合し、保育所型認定こども園へ移行し幼児期の教育・保育の提供に努めてきました。今後も、保育士や教諭の研修の充実、労働環境の改善、適正な人員の確保を図り、教育・保育の質の向上に努め、子ども・子育て支援事業の充実を図り、総合的な支援を推進していきます。

## 7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

こゆりこども園の施設内に「子育て支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保 方策	子育て支援 センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(2) 地域子育て支援拠点事業（小規模A型）

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制で、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		138人日	138人日	138人日	138人日	138人日
確保 方策	子育て支援 センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

**支援拠点が担う四つの業務内容（児童福祉法10条1頁1号～4号等）**

- ① 子ども家庭支援業務にかかる業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応など）
- ② 要保護児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- ③ 関係機関との連絡調整（虐待防止地域協議会、児童相談所、各種協議会との連携）
- ④ その他必要な支援（個別ケース会議の開催等、子どもや家族の定期訪問等）

(3) 妊婦健康診査

妊婦が安心して出産できるように、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査と妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	30件	30件	30件	30件	30件
量の見込み 〔1回目受診〕	30回	30回	30回	30回	30回
量の見込み 〔2～15回目受診〕	360回	360回	360回	360回	360回

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

年 度	量の見込み	確保方策
令和2年度	30人	実施体制：子育て支援センター保健師 1名 ：西会津町健康増進課保健師 1名
令和3年度	30人	
令和4年度	30人	
令和5年度	30人	
令和6年度	30人	

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

年 度	量の見込み	確保方策
令和2年度	3件	実施体制：子育て支援センター保健師 1名 ：西会津町健康増進課保健師 1名
令和3年度	3件	
令和4年度	3件	
令和5年度	3件	
令和6年度	3件	

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間)		20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
確保 方策	喜多方広域圏内	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
合 計		20人日	20人日	20人日	20人日	20人日

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、こゆりこども園等において一時的に預かり必要な保護を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間)		120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
確保 方策	こゆりこども園	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
合 計		150人日	150人日	150人日	150人日	150人日

(8) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、こゆりこども園等において保育を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		15人	15人	15人	15人	15人
確保 方策	こゆりこども園	40人	40人	40人	40人	40人
合 計		40人	40人	40人	40人	40人

(9) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間)		24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
確保 方策	こゆりこども園 施設内	(30人日)	(30人日)	(30人日)	(30人日)	(30人日)
合計		(30人日)	(30人日)	(30人日)	(30人日)	(30人日)

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労等により放課後等に保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後にこゆりこども園内の児童クラブ室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		低学年	高学年								
量の見込み		40人	10人								
確保 方策	児童ク ラブ室 等	50人									
合計		50人		50人		50人		50人		50人	

※子育て短期支援事業(ショートステイ)の量の見込みは「なし」

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業

※実費徴収に係る補足給付事業の量の見込みは「なし」

※多様な主体の新制度への参入促進事業の量の見込みは「なし」

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3点を基本とします。

#### (1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点

施策の推進にあたっては、子どもにかかわる様々な権利が擁護されるように求められています。子育て支援サービス等による影響の多くは子どもたち自身が受けることになることから、子ども・子育て支援にあたっては、子どもの権利が十分保障されるよう施策を推進し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

#### (2) 次代の親を育む視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視点に立った取り組みを進めていきます。

#### (3) 地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で子どもは「社会の宝」であり、社会を構成する重要な一員です。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域・企業・行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めることが必要です。

### 2 基本理念

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するにあたり、西会津町が目指すべき基本理念を次のとおり定めました。

#### 「輝く子ども 夢が広がり 未来に翔ばたく にしあいづ」

少子化や核家族化、情報化など、子どもの育ちや子育ての環境が、社会や時代の変化とともに変わってきています。社会全体で、子ども・子育て家庭を支えようとする動向の中で、教育・保育施設、学校、企業、地域及び行政のより密接な連携が求められています。

地域ぐるみで子育てに取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境の創出を追求し、家族や地域の支え合いのなかで、将来を担う子供たちがのびのびと成長するまちになることを目指していきます。「西会津町総合計画」の基本である「笑顔つながり 夢ふくらむまち へずーっと、西会津～」で示す「健やかな人とともに育むまちづくり」を進めるうえで、本計画を策定することとします。

### 3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策に取り組みます。

#### (1) 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり

未婚化、晩婚化が進む中、出会いの場の創出については、町民の結婚に関する意識の把握に努めながら、後継者対策事業等の充実を図ります。

結婚促進・出産対策については、結婚祝金制度等の事業を検証・評価し、事業の充実を図ります。

次世代の親の育成については、子どもを産み育てることの意義を理解できるよう、中学生、高校生等への教育や体験活動の機会を創出し、これに向けた小学生等の健全育成に取り組みます。

#### (2) 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり

多様できめ細やかな保育・養育・教育サービスの充実と質の向上については、乳幼児保育の増加や、一時保育・延長保育等の多様化するニーズに合わせたサービスの拡充に努めます。

子育てに関する経済的負担の軽減については、利用者全ての保育料の無償化や医療費の助成を継続します。また、インフルエンザワクチン予防接種助成等の保護者の負担軽減に努めます。

子どものより良い生活環境づくりについては、子どもが社会の一員として、安全に生活できるよう、交通安全対策や防犯等の安全・安心な生活環境づくりに努めます。

父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進については、妊婦に対する出産準備教育や親の育児不安を解消するための相談の場の提供など、妊娠期から継続的な支援に取り組むとともに、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図り、親子の健康確認と疾病・障がいの予防など早期発見に努めます。

#### (3) 子育てに関する支援体制づくり

援助を必要とする児童・家庭、障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな取り組みについては、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立の推進、障がい児施策の充実等全ての児童、家庭に配慮した対策に取り組みます。

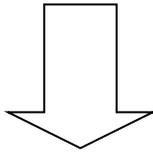
妊娠から子育てまで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園内に「子育て支援センター」を設置しています。支援体制の専門的なスタッフとして、保健師を配置し、子育ての情報提供や相談・支援体制の充実を図ります。

地域における子育て支援体制づくりについては、地域住民や団体等、地域が一体となった子育て意識の醸成を図ります。

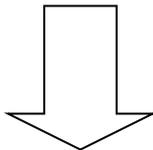
#### 4 計画の概要

**基本理念** 輝く子ども 夢が広がり 未来に翔ばたく にしあいつ

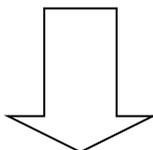
独身



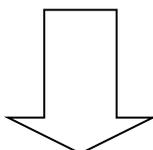
結婚



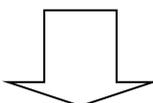
出産



子育て



教育



目標

##### 基本目標 1

～ 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり ～

- ① 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実
- ② 次世代の親の育成と子どもの健全育成

##### 基本目標 2

～ 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や  
喜びを感じることができる環境づくり ～

- ① 多様できめ細やかな保育・養育・教育サービスの充実と質の向上
- ② 子育てに関する経済的負担の軽減
- ③ 子どものよりよい生活環境づくりの推進
- ④ 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

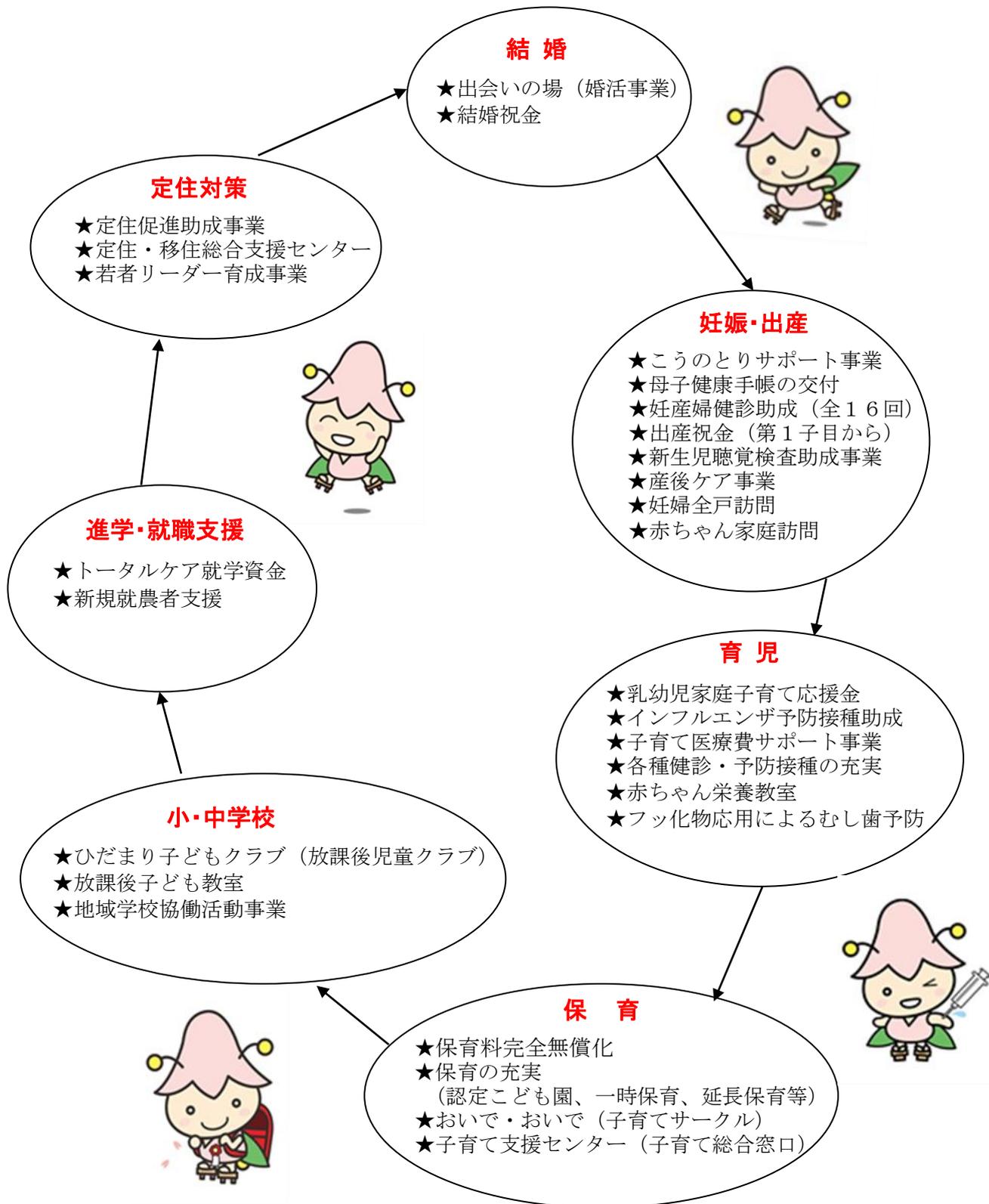
##### 基本目標 3

～ 子育てに関する支援体制づくり ～

- ① 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進
- ② 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな取り組みの推進
- ③ 子育ての情報提供と相談・支援体制の充実
- ④ 地域における子育て支援体制づくり

- 結婚・出産・子育てに安心と夢や希望の持てる地域社会を実現し、少子化を解消して活力ある町づくりの基盤を形成する。
- 生きていく上で有能な能力を持つ自立した人材を育成し、次世代の町を担う優秀な人材を輩出する。

# 『西会津町の子育て支援策』



「輝く子ども 夢が広がり 未来に翔ばたく にしあいづ」

## 第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）

### 基本目標 1

#### 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり

#### 基本施策 1 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実

少子化問題は、未婚化・晩婚化や核家族化といった結婚や家族に関する価値観の変化や、男性が仕事中心の働き方で長時間労働であること、女性が子育てと仕事の両立が困難といったライフスタイルや社会的側面が深く関わっています。若者世代の未婚者では結婚していない理由を、「適当な相手にめぐり合わない」、「自由や気楽さを失いたくない」、「必要性を感じない」といった意見があり、出会いの場や、結婚や出産、子育てへの意欲が上がる対策が求められています。

このような少子化の進行を自らの身近な問題として認識し、個人の意思や多様な価値観を尊重しつつ、結婚や出産・子育てを応援する広報・啓発・対策を行うことで、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を行い、男女が家庭や子育てに夢と希望をもつことができる環境を目指します。

#### — 個別事業 —

##### ● 出会いの場の創出・・・《商工観光課》

未婚化・晩婚化の進行問題に取り組むため、後継者対策事業等の中で、出会いの場を創出できるよう努めます。

##### ● 結婚祝金支給・・・《商工観光課》

夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化に資することを目的として新婚夫婦に対して結婚祝金10万円を支給します。

##### ● こうのとりサポート事業・・・《子育て支援センター》

不妊症や不育症に悩む夫婦が、そのために受ける検査及び治療の経済的負担を軽減するため、費用の全部又は一部に対して補助金を交付します。

##### ● 事業所への啓発・・・《子育て支援センター》

安心して出産・子育てが行えるよう、事業所の育児休暇取得等の理解を促し、各種情報を提供していきます。

## 基本施策2 次世代の親の育成と子どもの健全育成

少子化や核家族化が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことができない、多くの人や自然との触れ合いが減少しています。

次世代の親となる小中高校生等が、社会性や豊かな人間性を育むためには、その発達段階に応じた多様な体験活動を行なうことが重要です。

将来子どもを持ち、子育てをする立場となる若い世代を対象に、職場体験やインターンシップの依頼を受け、乳幼児との触れ合いの中で、命の尊さや子育ての楽しさを体感できるよう配慮した取り組みを進めます。

また、正しい食生活や喫煙防止等の健康づくりの啓発を積極的に行ない、次世代の親の育成を図ります。

### — 個別事業 —

#### ● 防煙教室・・・《子育て支援センター》

これまで町の健康増進計画による対策を進めてきましたが、若い世代の喫煙の割合が全国と比較して高い結果となっています。

小中学校において計画的に防煙教室を開催して知識の普及を図り、児童生徒とその保護者を通じて町ぐるみで禁煙・分煙・防煙に取り組めるよう啓発していきます。

#### ● 思春期教室・・・《子育て支援センター》

思春期は子どもから大人への移行期であり、自分の心身の成長に伴う悩みや不安が生じやすい時期といえます。また、SNSなどの情報通信手段の発達など、社会環境も大きく変化し生活習慣の乱れも見受けられます。

思春期の子供たちが正しい知識を得て、自らの健康を守れるようになるよう、学校や関係機関との連携のもと、性教育や薬物乱用防止教育等の実施により思春期における保健対策に取り組めます。

#### ● 外国語指導助手（ALT）の確保・・・《学校教育課》

国際社会への適応と世界的視野を持つための一助として、外国語指導助手を確保するとともに、世代に応じた指導助手の活用を図ります。

#### ● 児童生徒の交流事業・・・《学校教育課・生涯学習課》

小学校5年生を対象としたいわき市豊間小学校との交流、小学校6年生を対象とした沖縄県大宜味村の児童生徒との交流、さらには埼玉県戸田市の小・中学生とテレビ会議や英語教育での交流を実施していきます。

● こども研幾塾事業・・・《学校教育課》

地域学習や体験活動を通して、町の歴史や文化、自然、産業等を学び、ふるさと教育と新しい学びの創出を図っていきます。

● 食育の推進・・・《健康増進課》

食に関する関係機関で組織する「食育推進委員会」により、食育や栄養改善の推進に必要な事項を検討し、食育推進計画に基づいて、食育を総合的かつ計画的に実施します。

こども園や学校行事、各種保健事業の機会を通じて、乳幼児から高齢者まで、家族ぐるみで健全な食生活を実践することができるよう、食に関する知識の普及や様々な体験活動の提供を行います。

● 放課後児童健全育成事業・・・《子育て支援センター》

保護者が昼間に就労等により家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、事故防止と健全な育成を図ります。これまで1年生から6年生を対象として「ひだまり子どもクラブ」を実施してきましたが、今後その受入体制や定員、実施場所、運営方法についても検討します。また、放課後子ども教室との連携に努めます。

● 子育て体験・・・《子育て支援センター》

生命の尊さや子育ての楽しさを知る上でも、思春期の頃から赤ちゃんと触れ合い、子育てを体験できるようこゆりこども園や各学校と連携を図りながら事業に取り組みます。

● 青少年教育事業・・・《生涯学習課》

次世代メディアの発展や体力の低下など、情報化された現代社会における青少年の問題を的確に捉え、心身ともに健康な人間の育成を目指して、各種事業に取り組みます。

## 基本目標 2

子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり

### 基本施策1 多様できめ細やかな保育・養育・教育サービスの充実と質の向上

共働き世帯の増加や女性の就労率の上昇などにより、母親は出産後もこども園などを利用して就労を希望・継続する傾向がニーズ調査からも伺われます。これに伴い、0.1歳児からのこども園の利用ニーズも増加しており、乳児保育の拡充が求められています。

西会津町のこども園は、その管理運営を指定管理者制度により社会福祉法人にしあいつ福祉会へ業務を委託し、保育サービスの充実に努めています。全国的に保育士が不足する中、多様化する保育ニーズに対応するため、研修の充実や適正な保育士の人員を確保し、質の向上を図る必要があることから、にしあいつ福祉会との更なる連携を図ります。

## — 個別事業 —

### ● 一時保育事業

保護者の傷病、冠婚葬祭、里帰り出産等による緊急的に必要とする保育や、週数回の就労等による非定期的に必要なとする保育、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するために必要とする保育等、通常保育所の対象とならない児童に対して実施している一時的な保育サービスの充実を図ります。

なお、日曜・祝日等に保護者の勤務等により保育が必要な場合は、そのニーズを見極めながら、体制整備等を検討していきます。

### ● 病児・病後児保育

「子ども子育てビジョン」では、「体調不良児対応型はすべての保育所で取組みを推進する」とされ、これまでも、保育中に体調不良を起こした子どもを保護者が迎えに来るまで適切な保育とケアを行なう取組みをしている。なお、病後児保育については新たな体制の整備が必要なことから、実施の有無も含めて検討します。

### ● 保育関係者の研修

時代に即した保育・養育・教育の専門性と教育者としての資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進められるよう、福島県社会福祉協議会、福島県保育協議会などが主催する各種研修会への参加を推進します。

### ● 苦情処理体制の確立・充実

保育等サービスに伴う利用者からの苦情を、解決に向けて客観的かつ適切に対応できるよう、苦情処理体制の充実を図るとともに、適切に運用します。

## 基本施策 2 子育てに関する経済的負担の軽減

家計に占める子育てにかかる経済的負担の割合が増加する中、子どものための現金給付制度や、県の補助制度を利用した医療費の助成、令和元年10月からの保育料無償化など、国や県においても経済的負担の軽減が図られています。町においても、出産祝金、乳幼児家庭子育て応援金、保育料の完全無償化など、単独でも様々な事業を行い負担の軽減を図ってきました。継続的に事業を実施するとともに、ニーズを捉えた事業内容の検討を進めていきます。

## — 個別事業 —

### ● 児童手当・・・《子育て支援センター》

子育て家庭等の生活の安定に寄与し、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、15歳到達後最初の年度末までの者（中学校修了前まで）を養護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。

### ● 出産祝金・・・《子育て支援センター》

次世代を担う子どもの誕生を祝うとともに、児童の健やかな成長を願い保護者（父又は母）に対し出産祝金を支給します。第1子目から全ての出生児に20万円を支給します。

また、第3子目以降からは、その後出産祝金対象の子どもが2歳到達時に10万円、小学校入学時に20万円を支給します。但し、父母のどちらかが、西会津町に1年以上住所があり、かつ居住していることが条件となります。

### ● 乳幼児家庭子育て応援金・・・《子育て支援センター》

乳幼児期に親や家庭から受ける愛情は子どものこころの成長の基本となり、その後の人間関係の基礎を作っていきます。この乳幼児期の育児を応援するため、保育所を利用せず家庭で育児を行う養育者に対して、対象となる子どもが2歳到達後の最初の3月31日の月まで、児童1人当たり月額1万円を支給します。但し、育児休業基本給付を受けている場合対象とはなりません。

### ● 認定こども園（こゆりこども園）保育料等の無償化・・・《子育て支援センター》

令和元年10月より、国の政策として、3歳児から5歳児の全階層及び0歳児から2歳児の非課税世帯（第1、第2階層）を対象に、全国で幼児教育・保育の無償化が始まりました。それに先立ち、町のこゆりこども園では、保育料をすべて無償化、給食費・副食費についても無料とし、保護者の経済的負担軽減を図っており、今後も継続して実施します。

### ● 放課後児童クラブ使用料の軽減・・・《子育て支援センター》

放課後児童クラブの使用料については、利用者一人当たり月額2千円となっていますが、生計を一にする世帯において、2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の児童に係る使用料は無料となります。

### ● 子育て医療費サポート事業・・・《健康増進課》

子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康保持の増進と子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、出生から18歳（高校3年生）までを対象に医療機関で支払う自己負担分の医療費を助成します。

- インフルエンザワクチン接種助成事業・・・《子育て支援センター》  
感染症を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る費用について、0歳から高校生までの子どもと妊婦については費用の全額を助成します。
- 就学援助・・・《学校教育課》  
学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行ないます。

### 基本施策3 子どものよりよい生活環境づくりの推進

社会の一員として子ども達が生活・成長していく過程では、その安全と安心の確保が求められています。自家用車の普及が進んだ車社会に対応する知識の習得や、豊かな自然の残る町の様々なルールやマナーを身につけていくとともに、不審者から身を守るための防犯への取組みも強めていきます。

また、道路や公園などの公共施設等においても、子育て世帯や子どもが安心して移動できる環境の整備や、のびのびと遊べるような配慮が必要となります。

妊産婦及び親子が安心して出歩くことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

安心して子育てできる住まいとしての公営住宅については、維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保に努めます。

ニーズ調査で多くの意見・要望が寄せられた雨天時の遊び場について検討していきます。

#### — 個別事業 —

- 交通安全の推進  
保育施設や小中学校において実施している交通安全教室は、子どもの年代にあわせた意識の高揚とマナーを身につける大切な機会です。子供たちに、命の大切さや車社会に対応する知識の習得を交通安全母の会や交通教育専門員、警察等の協力を得て充実した内容となるよう連携を推進します。
- 各種協力団体活動等との連携  
学校や町内の行事等において子どもの安全指導や見守りを行なうPTA活動や、学校支援ボランティアなど、協力団体との連携に取り組みます。
- 公的住宅の供給  
町営住宅の募集時において、母子等の世帯や子どものいる世帯について優先して入居できるような優遇制度について検討します。

#### 基本施策 4 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

女性にとって妊娠出産は、大きな喜びであると同時に、10ヶ月という期間には心身の急激な変化もあり、母親として育児を行うにあたり、多くの不安や悩みが生じます。そのような期間において、パートナーとなる男性も「父親」としての自覚を育んでいく大切な時期を迎えます。

両親の低年齢や核家族化など、家族・地域における養育力の低下が懸念される中において、乳幼児期をおくる中心となるのは家庭生活であり、両親や家族の生活習慣が大きく影響していきます。これらを踏まえ、妊娠・出産・育児はもとより、総合的に子どもを取り巻く環境を整えるための支援を充実させていきます。

##### — 個別事業 —

###### ● 安全安心な出産・育児への支援・・・《子育て支援センター》

妊娠期間中は女性だけでなく男性にとっても「母親、父親」として育っていく大切な準備期間です。特に女性は心やからだに大きな変化があり、妊娠初期ではからだのコンディションが思うようにコントロール出来ず精神的に不安定になりやすくなることから、妊婦全戸訪問を実施していきます。

母子健康手帳交付時に、これから起こりやすいからだや心の変化などを伝えたり、出産、育児に自信が持てるよう情報提供や電話、メール相談など相談の充実を図っていきます。

また、妊婦健康診査や医療機関との連携による出産ケア、新生児訪問を通し産前から産後まで切れ目のない支援を行なっていきます。

###### ● 妊婦一般健康診査の助成・・・《子育て支援センター》

母子健康手帳交付時に受診票の交付をし、妊娠してから出産までの間に受診する健康診査費用（問診診察等に係る費用を最大15回分）の助成を行い、妊娠中に起こりやすい疾病の予防や、異常の早期発見、早期治療により健全で安全に出産を迎えられるよう妊娠中の健康管理を支援していきます。

###### ● 新生児訪問と相談・・・《子育て支援センター》

赤ちゃんがお母さんの体内とは全く違う環境の中で自分の力で発育していくことに慣れる大切な時期です。出生連絡票によりお母さんの産後の体調や赤ちゃんの体重計測など健康状態の確認を行っていきます。また、母体を離れての生活に赤ちゃんが無理なく慣れていけるよう環境を整えることを一緒に考えていきます。

この時期に、個別通知により町の健診状況や予防接種について情報提供をしていきます。

● 父親の子育てへの積極的な参加の促進

社会構造や経済状況、ライフスタイル等の変化に伴い、子どもを産み育てることが難しくなってきた社会において、子育てに参加する父親の姿が注目されています。

仕事が忙しく育児時間がなかなか取れない、子どもとの接し方がわからない等の悩みや課題がある中、父親のあり方を考え、子育てに参画するきっかけが持てるような支援・相談に応じ、父親の意識の醸成を図ります。

● 健診及び教室の充実・・・《子育て支援センター》

離乳食教室では、実際に試食を提供し、口の動きなどの様子をみながら一人ひとりにあった助言を行なっていきます。また、育児に関する不安や負担感を一人で抱えることがないよう、参加者同士、子育てについて親同士で対話する機会を設け、地域全体で子育てを支えていきます。

1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査においては、運動機能、精神発達、視聴覚機能など健診を行うことで病気や障がいを早期に発見して、適切な指導を行い子どもの健全育成、保護者への育児サポートを行っていきます。

また、日頃、育児をする中で困っていることなどを気軽に相談できるよう臨床心理士や保育士等と連携を図り、相談できる体制を進めます。

● 予防接種指導・・・《子育て支援センター》

予防接種は感染症の予防に効果的な方法のひとつです。近年、小児における定期の予防接種は特に乳幼児期に接種が集中しており、ワクチンの種類によって接種間隔や接種回数が異なっていることから、予防接種に関する間違いが生じやすくなっています。予防接種を有効かつ安全に実施するため医療機関との連携を図っていきます。

また、複雑化する予防接種について、より良い時期に接種が出来るよう保護者とともに接種計画を立て小児期の感染予防に努めていきます。

● 歯科健診の充実・強化・・・《子育て支援センター》

全国的に3歳児の有病率は低くなってはいるものの、町は全国、県内と比較してまだまだ高い状況にあります。生涯にわたる歯・口の健康づくりを進める上で、その基礎となる幼児期から正しい生活習慣を身につけることが重要です。

平成29年からこゆりこども園、令和元年から西会津小学校でフッ化物洗口を実施しています。今後、西会津中学校まで取り組みを広げ、むし歯予防を推進していきます。

また、家族そろって口の健康づくりが出来るよう、歯科医師、歯科衛生士や学校、こども園など、関係機関との連携を図ると共に、ケーブルテレビ、広報等で知識や技術が習得できるよう働きかけていきます。

## 基本目標 3

### 子育てに関する支援体制づくり

#### 基本施策 1 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

援助を必要とする児童や家庭については、これまで生活困窮者支援、子育て環境の整備、利用者負担軽減等の施策において貧困対策等に取り組んできましたが、支援が必要な子どもや、その家族が適切な支援が受けられるよう、経済的な状況や個々の家庭を取り巻く状況について把握し、子どもの生育環境の改善や教育環境の整備など、切れ目のない支援となるよう、各種子育て支援施策を推進します。

ひとり親の支援については、子育てや生活支援策、養育費の確保策等について現状を把握しつつ総合的に実施・検討し、その相談体制の充実や取り組みの情報提供に努めます。

子供の虐待を防止するため、福祉や教育、保健、医療、児童相談所、警察等の関係機関との連携を深め、情報を共有し、訪問指導・助言、援助等の支援を、子育て支援拠点である「子育て支援センター」を窓口として実施していきます。

子どもの貧困対策については、子どもが生まれ育った環境で、子どもの現在と将来が左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

#### — 個別事業 —

- 児童扶養手当・・・《子育て支援センター》  
児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に児童が満18歳に到達する年度末まで手当を支給します。
- ひとり親家庭医療費助成・・・《健康増進課》  
ひとり親家庭の保健の向上と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。
- 母子（父子）福祉資金貸付事業・・・《福祉介護課》  
母子（父子）家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸付けます。
- 就学援助（再掲）・・・《学校教育課》  
学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行ないます。

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・・・《子育て支援センター》  
生後4ヶ月までの時期に保健師等が家庭を訪問し、発育相談を行なっています。その際に「アンケート」により、親の精神的な問題や生活上の悩み、不安やストレス等を抱えているかなどの調査も実施します。
- ブックスタート事業・・・《生涯学習課（図書館）》  
赤ちゃんと保護者が絵本を通じて触れ合う時間を持つきっかけ作りとして、0歳から1歳6ヶ月までの子どもを持つ保護者に対して絵本を無料で提供します。
- 西会津町要保護児童対策地域協議会・・・《子育て支援センター》  
地域の関係機関が連携し要保護児童の対策を適切に実施していくため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。実態の把握や具体的支援の内容を検討するケース検討会議では、会津児童相談所・会津保健福祉事務所・町関係機関との連携を密にし、支援体制の充実に努めます。
- 生活困窮者自立支援・・・《子育て支援センター・福祉介護課・学校教育課》  
専門の相談員を配置し、生活困窮者からの相談内容に応じて、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。  
貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもを対象とした学習支援を行うとともに、保護者に対しても進学や教育費にかかる情報提供、家庭環境改善に向けた働きかけを行います。また、いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に支援するための教育相談員を配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。

## 基本施策2 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、それぞれのニーズに応じた、乳幼児期から社会人への移行期までの一貫した相談支援体制の充実も求められています。

町では、子育て支援センターの保健師による赤ちゃん家庭訪問や、こども園における児童の受入や観察・支援、学校教育では特別支援教育の充実など、身体や知的面での発達状況に応じた対応はもとより、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する相談等も行い、早期の発見・療育へとつなげるため様々な対応に努めてきました。今後も子育て支援センターを窓口として、相談体制を更に充実に各関係機関との連携を図ります。

### — 個別事業 —

- 支援訪問事業（経過観察児と家族支援養育）・・・《子育て支援センター》  
発達状況の観察が必要な子どもや育児への支援が必要な保護者や家族に対して、こども園の保育士や子育て支援センターの保健師が、専門的な知識を持ってそれぞれの役割を担

い支援をしています。こども園と子育て支援センターの保健師による情報交換を行いながら、連携を強化し相談支援を行います。

- 特別児童扶養手当・・・《子育て支援センター》  
精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に手当を支給し、福祉の増進を図ります。
- 障がい児福祉手当・・・《福祉介護課》  
在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別な負担の一助として手当を支給します。
- 障がい児保育事業・・・《子育て支援センター》  
保育を必要とする心身に障がいのある児童をこども園に入所させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達の促進を図ります。また、その障がいの種類や程度に応じた保育・教育内容を提供できるよう努めます。
- 障がい児通所支援・・・《子育て支援センター・福祉介護課》  
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療、また、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行ない関係機関との連携を図ります。こども園等を利用している場合は、健常児との集団生活への適応のための専門的な支援を行ないません。
- 補装具給付事業・・・《福祉介護課》  
在宅で身体に障がいのある方や児童に対し、日常動作を補う補装具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
- 居宅介護事業・・・《福祉介護課》  
障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護など日常生活の支援をホームヘルパーが行ないます。
- 短期入所事業・・・《福祉介護課》  
障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や心身の休息が必要な場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減を図ります。
- 日常生活用具給付事業・・・《福祉介護課》  
障がいのある方や児童に対し、自立した日常生活を送れるよう、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

- 重度心身障がい者医療費助成・・・《福祉介護課》  
重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の保持・増進を図ることを目的に医療費の全額を助成します。
- 特別支援学級の充実・・・《学校教育課》  
障がいのある児童の学校生活・教育を円滑に実施できるよう、専門教諭の配置を県に要望し、学級運営の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の配置・・・《学校教育課》  
集団教育において、すべての子ども達が理解できるよう支援員を配置します。
- サポートティーチャーの活用・・・《学校教育課》  
県のサポートティーチャー派遣事業を活用し、放課後等の課外時間に個別指導が必要な児童への支援を行います。

### 基本施策3 子育ての情報提供と相談・支援体制の充実

町では、妊娠や育児相談、児童虐待、不登校、貧困対策など多岐にわたる悩みや、子育てに問題を抱えている保護者や家族に対して、関係する機関が連携しながら支援を行ってききましたが、平成29年4月に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園施設内に「子育て支援センター」を設置し、子育て支援を行っています。

子育て支援の拠点施設として、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制で、18歳までのすべての子どもと、その家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援していきます。

#### — 個別事業 —

- 子育て支援センター（拠点施設）  
妊娠から子育てまで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園内に「子育て支援センター」を設置しています。支援体制の専門的なスタッフとして、保健師を配置し、子育ての情報提供や相談・支援体制の充実を図ります。
- 子育てサークル・子育て広場・・・《子育て支援センター》  
保健師や保育士への育児相談や子育ての情報交換、手遊び、おもちゃ作り、絵本の読み聞かせなど子どもの学習や遊び、親子のふれあいをとおして子育てのあり方について学ぶとともに、保護者同士の仲間づくりの場として子育て広場をこゆりこども園の支援室で開催します。

● 教育相談員の確保・・・《学校教育課》

児童生徒への個別の相談に応じ、身体や精神状況から不登校やいじめ、非行等の問題に早期に対応するため、教育相談員を配置していきます。

● スクールカウンセラーの活用・・・《学校教育課》

児童生徒や校内での種々の問題行動などの対応にあたり、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められるケースが多々あります。このような心理相談業務に従事する心理職専門家を派遣する事業を県で実施しており、町では現在、週1回の派遣を受けています。本事業を活用するとともに、スクールソーシャルワーカーも視野に入れ多様化したケースに適切に対応できるよう努めます。

#### 基本施策4 地域における子育て支援体制づくり

家庭環境の変化により、地域における近隣関係が希薄化している現在の社会において、地域の子どもを見守る人や気軽に相談する相手も少なく、子育てに関して不安や負担を感じるケースも少なくありません。子育ての孤立化を解消するためには、地域社会全体で支えていくことが求められています。

町では、各種ボランティアによるこども園や小学校での読み聞かせや、学校支援、学習支援などの活動も定着しており、今後も継続して推進していきます。

また、町民一人ひとりが子どもと子育てを支える地域社会の一員としての認識を持てるよう、民生・児童委員や各種ボランティア団体と連携を図りながら、地域が一体となった子育て意識の醸成を図ります。

#### — 個別事業 —

● 放課後子ども教室・・・《学校教育課》

放課後や休日等に、小学校施設等を活用して子ども達が安心して活動できる場所を設け、地域住民の参画を得て、スポーツや文化活動等を行います。

安全管理委員や地域住民・団体に組織した実行委員会で企画運営を行ない、放課後児童健全育成事業との連携に努めます。

● 学校支援ボランティア活動の推進・・・《学校教育課・生涯学習課》

おはなしの会「ももたろう」などをはじめ、子ども達を健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校の要請に応じて、できる人が、できる時に、できることを支援する、学校支援ボランティアの積極的な活動を推進します。

● 家庭教育事業・・・《学校教育課・生涯学習課》

生活の基盤となる家庭において、子どもの生活習慣を身につけるとともに、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図るため、家庭教育相談室による支援や親子が共に参加して学習・作業できるような出前講座などの事業を推進します。

● 遊びの場の充実

ニーズ調査では、冬期間や雨天時の屋内の遊び場について、多くの要望が寄せられています。「遊び」は、社会性の涵養、他人への思いやりの心の育成など、調和のとれた人間形成において重要な役割を担っています。公園等については、子どもたちが安心して安全に遊べる場所として、日常点検による維持管理を行います。また、町内の子どもだけではなく、町外の子どものも、いつでも自由に遊ぶことができるような遊びの場と雨天時の遊び場の確保について検討していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進に向けた各主体の役割

次世代の担い手である子ども達の育成支援として、子どもを産みやすい、育てやすい、そして、親も子ども育ちやすい環境のまちづくりを目指すため、行政、家庭、こども園、学校、地域社会、企業など社会全体が一体となり取り組んでいく必要があります。

#### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つうえで最も基本的な場です。憩いと安らぎの中で乳幼児期の親子の信頼関係の形成を基礎として、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけは、家庭の最も重要な役割の一つです。この役割を再確認しその役割を果たしていくことが求められます。家族一人ひとりが、その役割を自覚しお互いに助け合いながら子育てに関わり、基本的な生活と社会的生活を育むことが重要です。

#### (2) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、子どもが成長し、人格を形成する過程で最も重要な時期に大きな役割を果たす場です。専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育・保育サービスの充実に努めることが重要です。

#### (3) 地域社会の役割

地域は、個人や家庭を支え合う最も身近な場であり、子どもを含めそこに住むすべての人々が充実した健全な生活を営んでいくための大切な場でもあります。子どもや子育て家庭が地域で孤立することがないように、子どもの安全面の確保など地域ぐるみの子育て支援が強く求められ、地域社会全体で子育てをしていくことが重要です。

#### (4) 企業の役割

共働き家庭の増加に伴い、子育てがしやすい環境づくりを行なうためには、就業に関する環境や条件の整備は不可欠です。子どもが健全に育まれることは、次世代において大きな労働力となります。将来の企業発展に向けて子育て支援に取り組み、地域社会に貢献することが必要です。

#### (5) 行政の役割

少子化の進行は地域の活力低下を招き、様々な生活基盤の崩壊にもつながるため、行政において連携体制の確立を図り、社会と一体となった子育て支援を行い、活気あるまちづくりを推進していきます。

## 2 時代に応じたニーズと進捗状況の把握

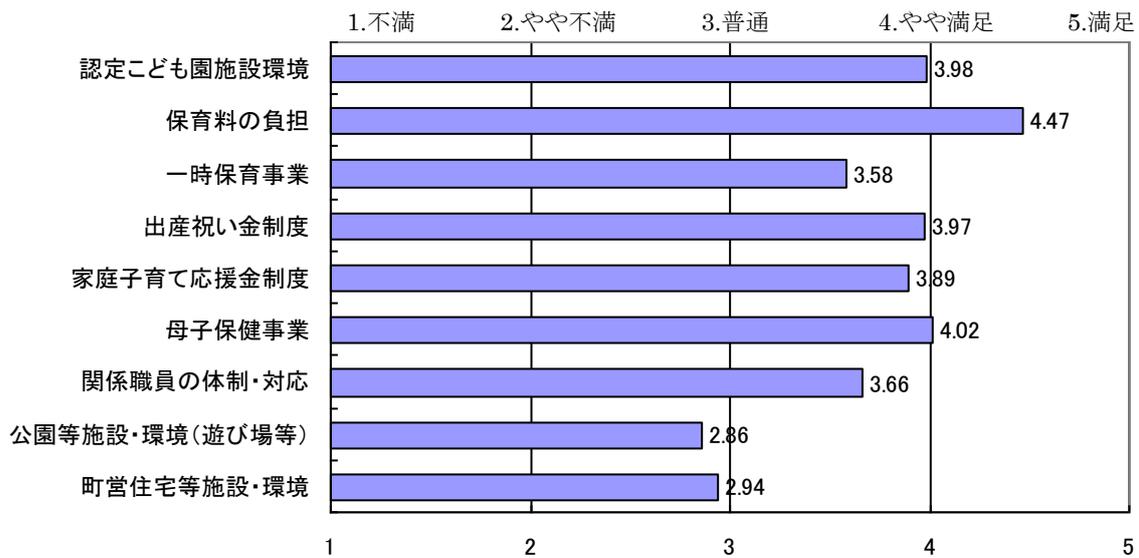
計画の推進においては、庁内及び各関係機関との連携を図り、基本目標の実現に向けた各種事業を展開していきます。また、本計画の進捗状況の把握に努め、評価・点検を継続的に行いながら、各関係機関と情報を共有化し、子ども・子育て支援のあり方の検討と、取り組みを進めていきます。

なお、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更や新設等がある場合は、本計画の見直しを行うことができるものとします。



子育て支援に関するアンケート資料  
(平成30年度ニーズ調査)

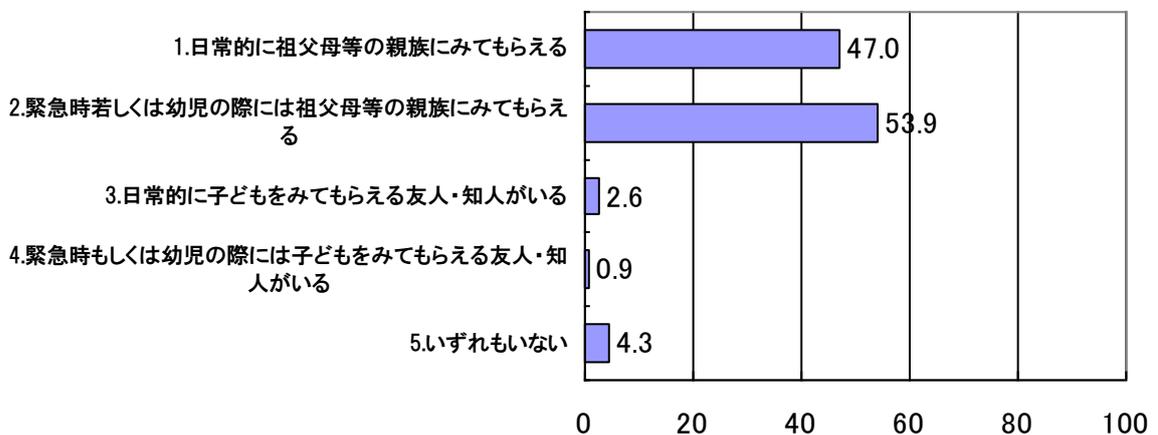
(問31) 西会津町における子育て環境や支援への満足度



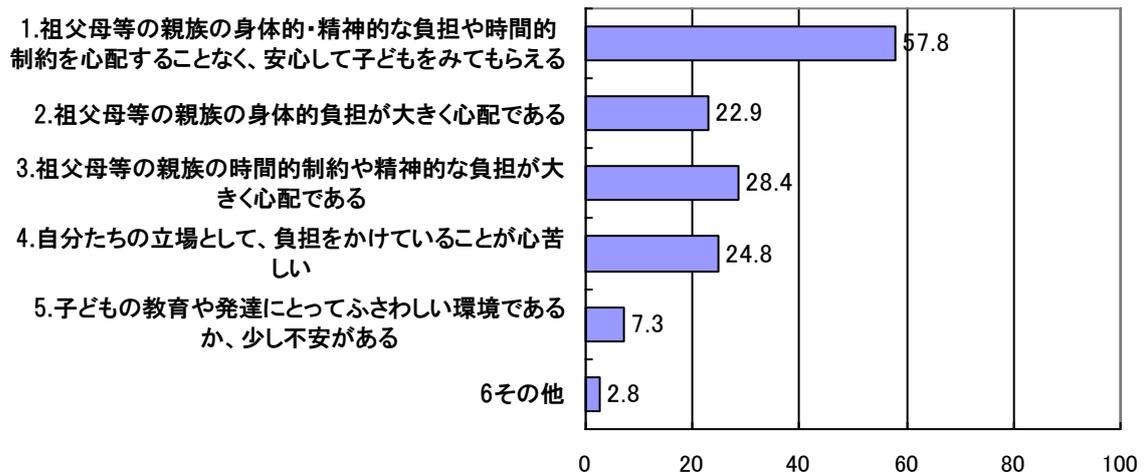
(問32) 現在ご利用になっている保育サービスの満足度



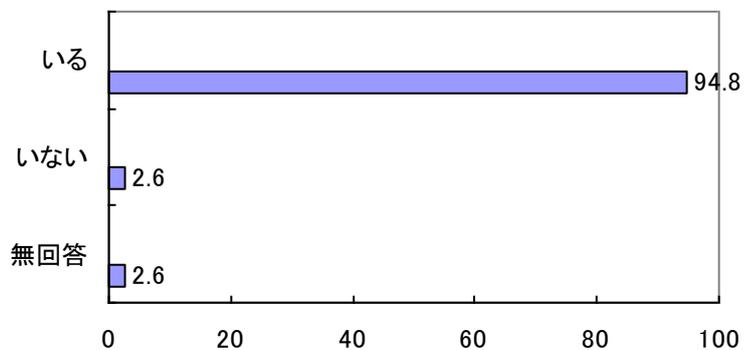
(問10) 日常的にお子さんを見てもらえる親族・友人はいますか n=115 (複数回答)



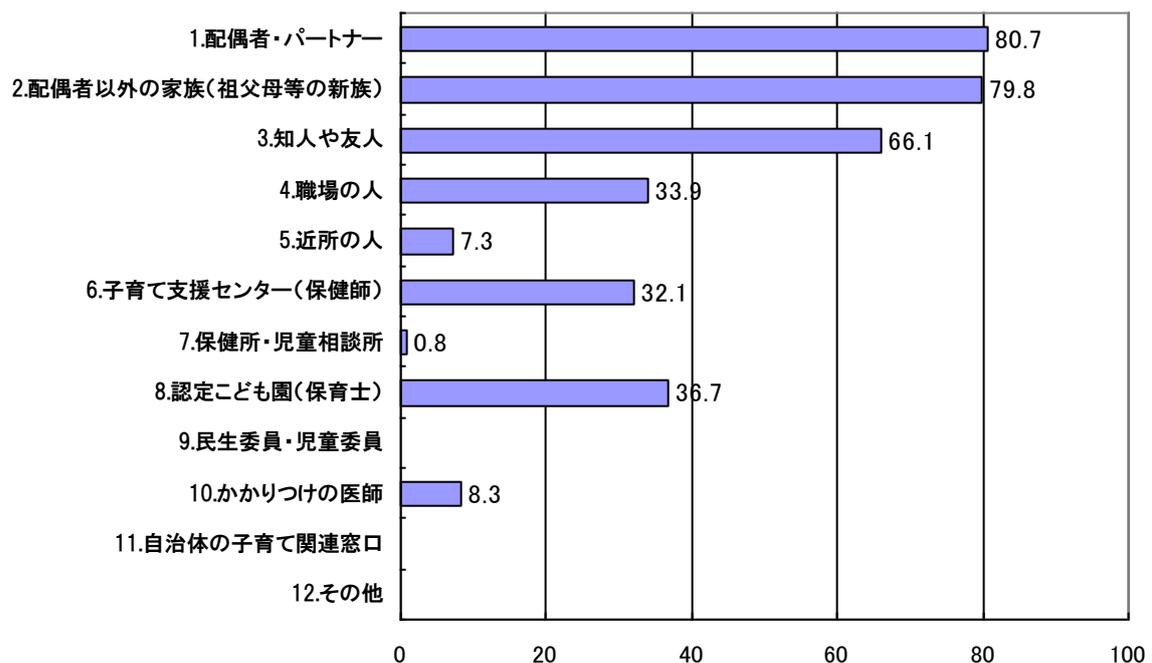
(問 10-1) 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況について n=109 (複数回答)



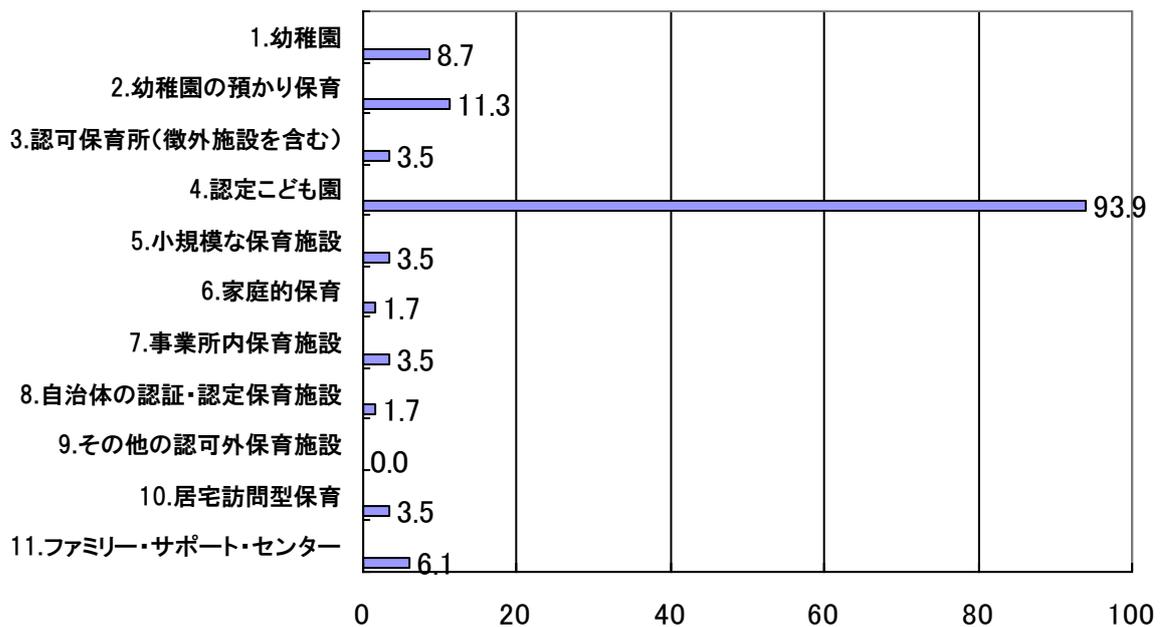
(問 1 1) 気軽に相談できる人はいますか n=115



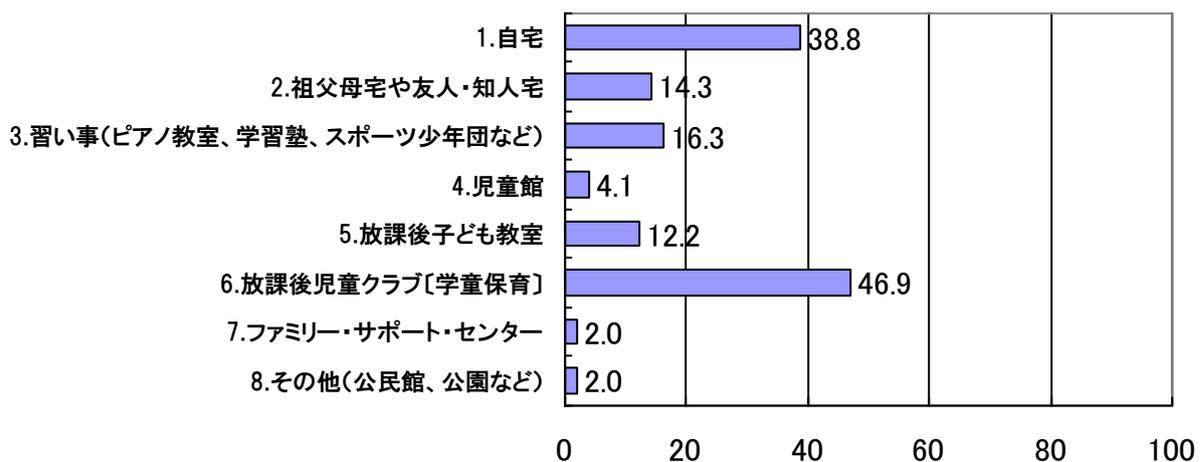
(問 11-1) 気軽に相談できる先は、誰 (どこ) ですか n=109 (複数回答)



(問17) 「定期的に」利用したいと考える事業 n=115 (複数回答)



(問26) 放課後の過ごし方 n=49 (複数回答)



(問34-1) 日曜日にこゆりこども園の施設開放があれば、

利用する目的としてあげられるものすべて n=51 (複数回答)

